

国立大学法人佐賀大学学長選考規則

(平成17年4月7日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学学長選考会議規則(平成16年4月1日制定)第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人佐賀大学(以下「本学」という。)の学長(以下「学長」という。)の選考及び任期等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の事由及び時期)

第2条 国立大学法人佐賀大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長候補者を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出て、学長選考会議の承認を得たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号の場合は、任期の満了する日の少なくとも90日以前に、同項第2号及び第3号の場合は、その日から30日以内に選考することを原則とする。

(選考の基準)

第3条 学長候補者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから選考するものとする。

(選考の方法)

第4条 学長候補者の選考は、資格審査及び学内者の意向を調査の上、学長選考会議が行う。

2 前項の学内者の意向調査は、第一次意向調査及び第二次意向調査により行う。

(学長候補者選考の公示)

第5条 学長選考会議は、学長候補者を選考するときは、選考日程その他必要な事項を定め、公示しなければならない。

2 前項の公示は、ホームページ等を通じ学内外を問わず広く行うものとする。

(学長候補適任者の推薦)

第6条 学長候補適任者を推薦する場合は、被推薦者の応諾書、所信及び推薦者10人連署の推薦書を添えて行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、推薦者となることができない。

- (1) 学長選考会議の委員
- (2) 学長選考手続管理委員会の委員
- (3) 他の学長候補適任者を推薦した者
- (4) 学長候補適任者として推薦された者

(資格審査)

第7条 学長選考会議は、前条の規定により推薦された者(以下「被推薦者」という。)について、資格審査を行う。

2 学長選考会議は、前項の規定による資格審査の結果について、速やかに推薦代表者に対し通知するとともに、資格審査を通過した者（以下「第一次学長候補適任者」という。）について、その者の氏名等を五十音順に公表するものとする。

（選考手続管理委員会）

第8条 学長選考会議は、第4条第2項に規定する意向調査に関する業務を管理させるため、学長選考手続管理委員会（以下「選考手続管理委員会」という。）を設置するものとする。

（意向調査の告示）

第9条 選考手続管理委員会は、意向調査日程その他必要な事項を定め、告示しなければならない。

（意向調査投票資格者）

第10条 第一次意向調査の投票資格者は、告示日の前日に本学に在職する常勤の職員とする。

2 第二次意向調査の投票資格者は、告示日の前日に本学に在職する別表に定める職員とする。

3 前2項の規定にかかわらず、告示日の前日において次の各号に該当する者は、投票資格を有しない。

(1) 休職中の者

(2) 停職中の者

(3) 休業中の者（部分休業中の者を除く。）

4 前項の場合のほか、第一次意向調査及び第二次意向調査の投票日の前日までに退職する者は、投票資格を有しない。

（第一次意向調査）

第11条 第一次意向調査は、第一次学長候補適任者について単記無記名投票により行う。この場合において、第一次意向調査の当日自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができる。

2 選考手続管理委員会は、第一次意向調査の結果、上位5人以内の者を第二次学長候補適任者とし、速やかにその者の氏名等を学長選考会議に報告するとともに、五十音順に公表するものとする。

（第二次意向調査）

第12条 第二次意向調査は、第二次学長候補適任者について単記無記名投票により行う。この場合において、第二次意向調査の当日自ら投票することができない者は、不在者投票を行うことができる。

2 選考手続管理委員会は、第二次意向調査の結果、上位3人以内の者を第三次学長候補適任者とし、速やかにその者の氏名等を学長選考会議に報告するとともに、五十音順に公表するものとする。

（学長候補者の決定）

第13条 学長選考会議は、前条第2項の報告に基づき、第三次学長候補適任者のうちから学長候補者を決定し、学長に報告するとともに、公表するものとする。

2 前項の学長選考会議において、学長候補者の該当者がいないと判断された場合には、第5条に規定する公示から開始して再度選考を行う。

(意向調査の特例)

第14条 第7条第2項により決定された第一次学長候補適任者が1人である場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、意向調査は1回のみ行う。

2 前項の手続は、第11条に準じて行うものとし、この場合において、同条中「第一次意向調査」とあるのは「意向調査」と読み替えるものとする。

3 第1項の意向調査を行う場合の意向調査投票資格者は、第10条第1項に規定する者とし、この場合において、同条同項中「第一次意向調査の投票資格者」とあるのは「意向調査投票資格者」と読み替えるものとする。

4 前3項の意向調査は、第8条に規定する選考手続管理委員会が行い、意向調査の結果について速やかに、学長選考会議に報告するものとする。

5 学長選考会議は、前項の意向調査の報告に基づき、学長候補者を決定し、公表するものとする。ただし、当該学長候補適任者が学長候補者として適任でないと判断した場合には、第5条に規定する公示から開始して再度選考を行う。

(再選考)

第15条 学長候補者が候補者となることを辞退したときは、再選考を行う。

2 前項の再選考は、第13条の規定により行う。

(任期)

第16条 国立大学法人佐賀大学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を超えて在任することはできない。

(規則の解釈)

第17条 この規則の解釈について疑義があるときは、学長選考会議が決定する。

(雑則)

第18条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年4月7日から施行する。

2 国立大学法人佐賀大学長の任期に関する規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成20年9月29日改正)

この規則は、平成20年9月29日から施行し、「助教授、講師」を「准教授、講師、助教」に改める部分は、平成19年4月1日から、「主幹」を加える部分は、平成19年10月1日から、「課長補佐、事務長補佐」を「副課長、副事務長、専門職」に改める部分は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成20年12月12日改正)

この規則は、平成20年12月12日から施行する。

附 則(平成21年4月20日改正)

この規則は、平成21年4月20日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表（第10条第2項関係）

第二次意向調査投票資格者

区 分	有資格者職名等（ただし，非常勤を除く。）
教育職員	教授，准教授，講師，助教，助手
一般職員	部長，次長，課長，事務長，主幹，副課長，副事務長，専門職，係長，技術専門員及び技術専門職員
医療系職員	部長，副部長，看護師長，副看護師長，技師長，副技師長及び栄養管理室長